

### 施策名【子育て支援・児童福祉】

章	節	施策	主要施策	事務事業コード	事業数	事務事業	管理方法	補助金	補助金等名称	課	係	備考	
4.豊かな暮らしを育む健康長寿のまちづくり	3.安心できる出産、子育て環境の整備	2.子育て支援・児童福祉	(1) 子育て支援サービスの充実	4321-1	1	児童福祉医療給付事業	通常			国保医療課	医療給付係		
				4321-2	2	家庭児童相談室運営事業	簡易			子育て支援課(こども政策課)	子育て支援係(こども政策係)		
				4321-3	3	子育て支援事業	通常			子育て支援課(こども政策課)	子育て支援係(こども政策係)		
				4321-4	4	つどいの広場事業	通常			子育て支援課(こども政策課)	子育て支援係(こども政策係)		
				4321-5	5	要保護児童対策事業	簡易			子育て支援課(こども政策課)	子育て支援係(こども政策係)		
				4321-6	6	学童保育事業	簡易	1	放課後児童クラブ補助金		子育て支援課(こども政策課)	子育て支援係(こども政策係)	
				4321-7	7	児童手当支給事業	簡易			子育て支援課(こども政策課)	子育て支援係(こども政策係)		
				4321-8	8	チャイルドライン推進事業	通常	2	チャイルドライン支援事業補助金		子育て支援課(こども政策課)	子育て支援係(こども政策係)	
				4321-9	9	オールマイティ1年生事業	通常			子育て支援課(こども政策課)	子育て支援係(こども政策係)		
				4321-10	10	臼田児童手当支給事業	簡易			臼田支所	市民係		
				4321-11	11	浅科児童手当支給事業	簡易			浅科支所	市民係		
				4321-12	12	浅科地域子育て支援事業	通常			浅科支所	高齢者児童福祉係(健康福祉係)		
				4321-13	13	望月児童手当支給事業	簡易			望月支所	市民係		
			(2) 保育サービスの充実	4322-1	14	保育料管理事業	通常				子育て支援課(こども政策課)	保育係	
				4322-2	15	保育所入退所事業	簡易				子育て支援課(こども政策課)	保育係	
				4322-3	16	公立保育所給食事業	通常				子育て支援課(こども政策課)	保育係	
				4322-4	17	保育所職員等研修事業	通常				子育て支援課(こども政策課)	保育係	
				4322-5	18	公立保育所臨時職員配置、給料等算定及び支払事業	簡易				子育て支援課(こども政策課)	保育係	
				4322-6	19	保育キーパー事業	通常				子育て支援課(こども政策課)	保育係	
				4322-7	20	通園費補助事業	通常	3	佐久市保育所通園費補助金		子育て支援課(こども政策課)	保育係	
				4322-8	21	私立保育所委託等事業(私立保育園入所児童口腔衛生指導の業務を除く)	簡易	4	子育てのための施設等利用費給付金(認可外)		子育て支援課(こども政策課)	保育係	
								5	通園障害児施設訪問看護サービス事業補助金		子育て支援課(こども政策課)	保育係	
								6	私立保育所運営費補助金		子育て支援課(こども政策課)	保育係	
				7	社会福祉施設整備事業補助金		子育て支援課(こども政策課)	保育係					
				8	保育所等業務効率化推進事業補助金		子育て支援課(こども政策課)	保育係					
				9	看護師等配置事業補助金		子育て支援課(こども政策課)	保育係					
				10	佐久市特別保育事業補助金		子育て支援課(こども政策課)	保育係					
4322-9	22	公立保育所保育事業(公立保育園入所児童口腔衛生指導の業務を除く)	簡易				子育て支援課(こども政策課)	保育係					
4322-10	23	保育施設等整備事業(中込地区新保育所整備)	通常				子育て支援課(こども政策課)	施設整備係					

R7事務事業・組織対応表(R6実施事業)

章	節	施策	主要施策	事務事業コード	事業数	事務事業	管理方法	補助金	補助金等名称	課	係	備考	
4.豊かな暮らしを育む健康長寿のまちづくり	3.安心できる出産、子育て環境の整備	2.子育て支援・児童福祉	(2) 保育サービスの充実	4322-11	24	保育施設改修・維持管理事業	通常			子育て支援課(子ども政策課)	施設整備係		
				4322-12	25	障害児保育事業	簡易		子育て支援課(子ども政策課)	保育係			
				4322-13	26	長時間保育事業	簡易	(佐久市特別保育事業補助金)	子育て支援課(子ども政策課)	保育係			
				(3) 児童館の整備と運営	4323-1	27	児童遊園遊具設置事業	通常	11	児童遊園遊具設置・補修事業補助金	子育て支援課(子ども政策課)	子育て支援係(子ども政策係)	
					4323-2	28	児童館管理運営事業	通常		子育て支援課(子ども政策課)	子育て支援係(子ども政策係)		
					4323-3	29	野沢児童館・子育て支援拠点施設整備事業	通常		子育て支援課(子ども政策課)	子育て支援係(子ども政策係)		
			4323-4		30	子ども未来館管理事業	通常		子育て支援課(子ども政策課)	子育て支援係(子ども政策係)			

令和7年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	放課後児童クラブ補助金			
事務事業名称	学童保育事業	事務事業コード	4321-6	
所管	福祉	部	子育て支援課	係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乘せなし)	種別	—	
根拠法令等名称	佐久市放課後児童クラブ事業補助金交付要綱		法令種別	要綱
始期	平成 23 年度 (経過年数 14 年)	終期設定 (有・無)	終期	令和 年度
目的	放課後等に保護者が家庭にいない児童に対し、居場所と適切な遊び等が提供されることにより、健全な育成に結びつける。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	補助金の額は、子ども・子育て支援事業交付金交付要綱(平成27年10月23日付け27こ家第452号長野県民文化部長通知)別紙の放課後児童健全育成事業の第2欄に定める区分ごとに、それぞれ第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。 補助率:(国)子ども・子育て支援交付金1/3 (県)子ども・子育て支援交付金1/3			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input checked="" type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	<input type="checkbox"/> 不特定団体 <input type="checkbox"/> 個人			
	名称(個人は除く)	ちびっこ元気クラブ(中込)、ありんこクラブ(岩村田)		
指標設定	設定の考え方	放課後児童クラブの登録児童数	目標値	72人
	指標が数値でない場合の評価方法			

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
交付件数	2 件	2 件		
決算額(予算額)	20,836,257 円	26,148,826 円	33,700,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	14,022,000 円	17,430,000 円	22,470,000 円
	一般財源	6,814,257 円	8,718,416 円	11,234,000 円
指標	目標値 (単位)	45人	45人	72人
	実績値 (単位)	53人	69人	
	達成率	117.8 %	153.4 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する			

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・高い達成率を維持して児童の健全な育成に寄与しており、一定の効果が認められる。 ・ニーズ(実績)は増加傾向にあり、重要な役割を担っている。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・児童の健全な育成に寄与するための施策として高い達成率を維持していることから、目標を令和7年度から上方修正し、児童数の状況に注視しながら事業を進める。 ・当面現行どおりとするが、国県等連携補助金であるため、国県の制度改正に合わせて見直しを行うこととする。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	-
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	-
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	-
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	-
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	-
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○
※確認欄 ○：適合、×：不適合、-：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		

1 基本情報

補助金等名称	チャイルドライン支援事業補助金			
事務事業名称	チャイルドライン推進事業	事務事業コード	4321-8	
所管	福祉	部	子育て支援	課
			子育て支援	係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	団体育成運営補助金	
根拠法令等名称	佐久市チャイルドライン支援事業補助金交付要綱		法令種別	要綱
始期	平成 27 年度(経過年数 9 年)	終期設定	(有)・無	終期 令和 9 年度
目的	チャイルドラインに電話をしてくる子ども達の悩みなどの緩和が図られ、自己の問題解決能力が高まり、次世代を担う子ども達を地域全体で支える。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	補助金額:当該年度予算額(上限) 補助対象経費:チャイルドラインの設置運営に要する経費 補助率:補助対象経費から、国及び県の補助金、寄附金その他の収入の額を差し引いた額の2分の1以内(予算の範囲内)			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの)		<input checked="" type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)	
	<input type="checkbox"/> 不特定団体		<input type="checkbox"/> 個人	
指標設定	設定の考え方	チャイルドラインへの相談件数(コロナ禍以前の過去3年間(H29年度~R1年度)の平均件数)		目標値
	指標が数値でない場合の評価方法	NPO法人チャイルドライン佐久		770件

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
交付件数	1 件	1 件	
決算額(予算額)	300,000 円	300,000 円	300,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	円	円
	一般財源	300,000 円	300,000 円
指標	目標値 (単位)	770 件	770
	実績値 (単位)	540 件	570
	達成率	70.1 %	74.0 %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・ニーズ(相談件数)は、年々増加しており、本事業は子どもが「SOS」を発信できるツールの一つとして、重要な役割を担っており、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>当団体は、子ども達の心のよりどころとなる事業を実施しており、重要な役割を担っていることから、当面の間、現行どおり継続する。</li> <li>補助金交付要綱を新規で制定(令和5年4月1日施行)したので、要綱に沿った補助金の交付を行う。また、要綱制定に合わせ終期の設定を行ったので終期の到来に合わせ、制度のあり方を見直す。</li> <li>活動状況等に応じた適切な補助額となるよう適宜補助上限額(予算額)の見直しを行う。</li> </ul>

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	○
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乘せしていないか。	-
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	-
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	○
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	-
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び用途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、-：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和7年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久市保育所等通園費補助金			
事務事業名称	通園費補助事業	事務事業コード	4322-7	
所管	福祉	部	子育て支援	課 保育 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	サービス格差是正補助金		
根拠法令等名称	佐久市保育所通園費補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成 17 年度(経過年数 20 年)	終期設定	有・無	終期	令和 9 年度
目的	保育所等に通園する児童の安全と保護者の負担軽減を図り、保育に欠ける児童の福祉向上に資するため、遠距離にある住居から通園する園児の保護者に対して補助金を交付する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	住居から最寄りの保育所等までの距離が4キロメートル以上あり、遠距離交通機関等を利用し通園する園児の保護者に対して、月額1,000円の補助金を交付する。保護者の都合により園児が住居する最寄りの保育所等以外の保育所に通園する場合は、交付対象外とする。				
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの)		<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	<input type="checkbox"/> 不特定団体		<input checked="" type="checkbox"/> 個人		
名称(個人は除く)		-			
指標設定	設定の考え方	-		目標値	-
	指標が数値でない場合の評価方法	交付対象となる全ての世帯に対して補助金を交付する。			

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
交付件数		36 件	31 件	
決算額(予算額)		424,000 円	370,000 円	540,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	424,000 円	370,000 円	540,000 円
指標	目標値 (単位)	-	-	-
	実績値 (単位)	-	-	
	達成率	- %	- %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	交付対象となる36世帯に対して補助金を交付した。	交付対象となる31世帯に対して補助金を交付した。	交付対象となる世帯に対して補助金を交付する。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・保育所等を利用する保護者の経済的負担の是正を図るうえで、行政目的達成の手段として妥当性がある。 ・家庭の経済的負担の軽減に寄与しており、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の1つとして一定の効果が認められること、今後保育園の統合等により遠距離通園となる児童が増加することが想定されるため、当面の間、現行どおり継続する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	-
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	-
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	-
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	-
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	-
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	-
※確認欄 ○：適合、×：不適合、-：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		

令和7年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	子育てのための施設等利用費給付金(認可外)			
事務事業名称	私立保育所委託事業	事務事業コード	4322-8	
所管	福祉	部	子育て支援	課 保育 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乘せなし)	種別	-		
根拠法令等名称	佐久市子育てのための施設等利用給付の認定及び施設等利用費の支給に関する規則		法令種別	規則	
始期	令和 元 年度(経過年数 6 年)	終期設定	(有・無)	終期	令和 年度
目的	子どもが健やかに成長するように支援するものであって、子どもの保護者の経済的負担を軽減するために給付金を交付する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	対象者及び対象経費: 認可外保育施設等を利用する保育の必要性があると認定された3歳~5歳の子ども利用料(保育の必要性があると認定された0歳~2歳の住民税非課税世帯の子どもも対象となる。)、補助率: 国1/2、県1/4、市1/4				
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの)		<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	<input type="checkbox"/> 不特定団体		<input checked="" type="checkbox"/> 個人		
名称(個人は除く)		-			
指標設定	設定の考え方	-		目標値	-
	指標が数値でない場合の評価方法	交付対象となる全ての子ども利用料に対して補助金を交付する。			

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
交付件数	6 件	3 件		
決算額(予算額)	2,061,036 円	629,000 円	1,700,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	1,545,777 円	471,750 円	1,275,000 円
	一般財源	515,259 円	157,250 円	425,000 円
指標	目標値 (単位)	-	-	-
	実績値 (単位)	-	-	-
	達成率	- %	- %	- %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	交付対象となる全ての子ども6人利用料に対して補助金を交付した。	交付対象となる全ての子ども3人利用料に対して補助金を交付した。	交付対象となる全ての子ども利用料に対して補助金を交付する。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、行政目的達成の手段として妥当性がある。 ・子育てを行う家庭の経済的負担の軽減に寄与しており、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の1つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・国県等連携補助金であるため、終期設定は行わないが、国県の制度改正に合わせて見直しを行うこととする。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—
※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 —：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		
⑤国県等連携補助金であるため、終期設定は行わないが、国県の制度改革に合わせて見直しを行うこととする。		

令和7年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	通園障害児施設訪問看護サービス事業補助金		
事務事業名称	私立保育所委託等事業	事務事業コード	4322-8
所管	福祉 部	子育て支援 課	保育 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乘せなし)	種別	—	
根拠法令等名称	佐久市通園障害児施設訪問看護サービス事業補助金交付要綱	法令種別	要綱	
始期	平成 31 年度 (経過年数 6 年)	終期設定	(有・無)	終期 令和 年度
目的	通園障害児に対する保護者の付添介護の負担を軽減するため、保育所等に看護師を配置して行う看護に要する経費に対し、補助金を交付する。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	通園障害児に対する医療的ケアを行った経費を対象とし、日額6,350円以内(1施設当たり)で補助率は10分の10(県1/2、市1/2)。年額1,587,500円(250日)を上限とする。			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/> 不特定団体 <input type="checkbox"/> 個人			
	名称(個人は除く)	地域活動支援センター、保育所、認定こども園、幼稚園等		
指標設定	設定の考え方	—	目標値	—
	指標が数値でない場合の評価方法	看護師配置を行い、医療的ケアを行う全ての施設に対し補助を実施する。		

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
交付件数	0 件	0 件		
決算額(予算額)	0 円	0 円	0 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	0 円	0 円	0 円
指標	目標値 (単位)	—	—	— 件
	実績値 (単位)	—	—	— 件
	達成率	—	%	%
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	—	—	—

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・医療的ケアが必要な通園障害児の保護者の負担軽減等を目的とした佐久市で唯一の事業に対し、地域福祉総合助成金交付事業に基づき補助を行うもので必要性がある。 ・通園障害児に対する保護者の付添介護の負担を軽減することで、市民福祉の向上に寄与しており、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・より有利な国の補助制度を活用するため、令和5年度以降の予算等は0円であるが、行政目的を達成するための施策の1つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・国県等連携補助金のため、終期設定は行わないが、国県の制度に合わせて見直しを行うこととする。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	-
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	-
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	-
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	-
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤国県等連携補助金であるため、終期設定は行わないが、国県の制度改正に合わせて見直しを行うこととする。

令和7年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	私立保育所運営費補助金			
事務事業名称	私立保育所委託等事業	事務事業コード	4322-8	
所管	福祉	部	子育て支援	課 保育 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(その他事業補助金)		
根拠法令等名称	佐久市私立保育所運営費補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成 17 年度 (経過年数 20 年)	終期設定	(有・無)	終期	令和 年度
目的	健全な運営を促進し、保育所等に入所している児童の処遇向上を図るため、私立保育所等の運営等に関する経費に対し補助金を交付する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	(1) 運営費・・・12月1日の児童数に8,700円を乗じて得た額(入所定員を限度) (2) 児童給食費・・・12月1日の児童数に2,100円を乗じて得た額(入所定員を限度) (3) 職員被服費・・・12月1日の勤務している正規職員数に5,000円を乗じて得た額				
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの)		<input checked="" type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	<input type="checkbox"/> 不特定団体		<input type="checkbox"/> 個人		
指標設定	設定の考え方	私立保育所等の入所児童数(延べ人数)を目標値とする。		目標値	12,560人
	指標が数値でない場合の評価方法				

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
交付件数	12 件	12 件	
決算額(予算額)	12,463,800 円	12,950,800 円	19,400,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	12,463,800 円	12,950,800 円
指標	目標値 (単位)	12,560 人	12,560 人
	実績値 (単位)	13,179 人	13,670 人
	達成率	104.9 %	108.8 %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・入所児童数は増加しており、行政目的達成の手段として妥当性がある。 ・達成率は100%を超えて推移しており、保育の質の向上に寄与していることから、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・終期を具体的に定めるとともに、終期が到来するまでに私立保育所等の運営状況を把握し、補助金のあり方について見直しを検討する。</li> <li>・私立保育所等の健全運営に資する支援制度とするため、施設運営の現況や支援内容等についてのニーズを確認する。</li> <li>・補助金の用途を確認する必要があるとのご意見を踏まえ、実績報告の際に、用途が確認できるような添付書類の検討を行い、申請者に添付を求める。</li> </ul>

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	-
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	-
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	-
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	-
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	-
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○
※確認欄 ○：適合、×：不適合、-：該当なし		
<b>【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】</b> ⑤私立保育所等の運営状況を把握し、補助金のあり方についての見直しや、終期の設定を検討していく。		

令和7年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	社会福祉施設整備事業補助金			
事務事業名称	私立保育所委託等事業	事務事業コード	4322-8	
所管	福祉	部	子育て支援	課 保育 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乘せなし)	種別	-		
根拠法令等名称	佐久市社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱		法令種別	要綱	
始期	平成 17 年度 (経過年数 20 年)	終期設定	(有・無)	終期	令和 年度
目的	社会福祉施設、認定こども園、幼稚園の整備を行う事業経費について補助金を交付する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	事業経費は、事業の施行に要する工事費。国又は県の基準に基づく負担割合及び補助限度額。(負担割合の例:国1/2、市1/4、事業者1/4)				
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの)		<input checked="" type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	<input type="checkbox"/> 不特定団体		<input type="checkbox"/> 個人		
指標設定	設定の考え方	-		目標値	-
	指標が数値でない場合の評価方法	補助対象事業があった場合に、当該年度において補助金を交付する。			

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
交付件数	1 件	1 件		
決算額(予算額)	141,673,000 円	85,451,000 円	0 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	169,786,000 円	75,957,000 円	0 円
	一般財源	30,345,000 円	9,494,000 円	0 円
指標	目標値 (単位)	-	-	-
	実績値 (単位)	-	-	
	達成率	- %	- %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	補助対象事業の私立認定こども園整備に対して補助金を交付した。	補助対象事業の私立保育所整備に対して補助金を交付した。	補助対象事業があった場合に補助金を交付する。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、保育所及び認定こども園移行等の理由により施設整備が必要となる場合があり、行政目的達成の手段として妥当性がある。</li> <li>・幼稚園、保育所及び認定こども園の整備により、市民生活の向上に寄与しており、一定の効果が認められる。</li> </ul>
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政目的を達成するための施策の1つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。</li> <li>・国県等連携補助金のため、終期設定は行わないが、国県の制度改正に合わせて見直しを行うこととする。</li> </ul>

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	-
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	-
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	-
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	-
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び用途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○
※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】 ⑤国県等連携補助金であるため、終期設定は行わないが、国県の制度改正に合わせて見直しを行うこととする。		

令和7年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	保育所等業務効率化推進事業補助金		
事務事業名称	私立保育所委託等事業	事務事業コード	4322-8
所管	福祉	部	子育て支援 課 保育 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乘せなし)	種別	—	
根拠法令等名称	佐久市私立保育所等保育対策総合支援事業費補助金交付要綱		法令種別	要綱
始期	令和 3 年度 (経過年数 4 年)	終期設定	(有)・無)	終期 令和 6 年度
目的	私立保育所等の業務ICT化を行うためのシステムの導入等に要した経費について補助するもの			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	補助対象経費: 保育所等業務効率化推進事業を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、賃金、会議費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金 補助率: 4分の3 上限額等: 1施設当たり75万円以内			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	<input type="checkbox"/> 不特定団体 <input type="checkbox"/> 個人			
指標設定	設定の考え方	ICT化を希望している施設への交付件数(令和7年度までの累計)	目標値	12件
	指標が数値でない場合の評価方法			

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
交付件数	2 件	1 件	
決算額(予算額)	1,570,000 円	822,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	1,140,000 円	548,000 円
	一般財源	430,000 円	274,000 円
指標	目標値 (単位)	2 件	1 件
	実績値 (単位)	2 件	1 件
	達成率	100.0 %	100.0 %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	ICTシステム等を導入することにより、保育士等の業務の負担軽減や超過勤務の軽減が図れるほか、保育園を利用する家庭への公益サービスの向上にもつながることが期待できる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	完了
今後の取組方針	令和6年度に未実施の1園がICTシステム等を導入整備を実施したことから完了とする。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	-
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乘せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	-
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	-
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び用途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、-：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和7年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	看護師等配置事業補助金		
事務事業名称	私立保育所委託等事業	事務事業コード	4322-8
所管	福祉 部	子育て支援 課	保育 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乘せなし)	種別	—	
根拠法令等名称	佐久市私立保育所等保育対策総合支援事業費補助金交付要綱		法令種別	要綱
始期	令和 5 年度(経過年数 2 年)	終期設定	(有)・無	終期
目的	通園障害児に対する保護者の付添介護の負担を軽減するため、保育所等に看護師を配置して行う看護に要する経費に対し、補助金を交付する。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	通園障害児に対する医療的ケアを行った経費を対象とし、補助率は10分の10(国1/2、県1/4、市1/4)			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input checked="" type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	<input type="checkbox"/> 不特定団体 <input type="checkbox"/> 個人			
名称(個人は除く)		市内の私立保育所、私立認定こども園、私立小規模保育事業所		
指標設定	設定の考え方	—		目標値
	指標が数値でない場合の評価方法	看護師配置を行い、医療的ケアを行う全ての施設に対し補助を実施している。		

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
交付件数	1 件	1 件		
決算額(予算額)	1,015,000 円	780,000 円	5,290,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	760,000 円	650,000 円	3,967,000 円
	一般財源	255,000 円	130,000 円	1,323,000 円
指標	目標値 (単位)	—	—	—
	実績値 (単位)	—	—	
	達成率	— %	— %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	看護師配置を行い、医療的ケアを行う1施設に対して補助金を交付した。	看護師配置を行い、医療的ケアを行う1施設に対して補助金を交付した。	看護師配置を行い、医療的ケアを行う1施設に対して補助金を交付した。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・医療的ケアが必要な通園障害児の保護者の負担軽減等を目的とした事業に対し、補助を行うもので必要性がある。 ・通園障害児に対する保護者の付添介護の負担を軽減することで、市民福祉の向上に寄与しており、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の1つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。

## 佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○
※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		

令和7年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久市特別保育事業補助金			
事務事業名称	私立保育所委託等事業、長時間保育事業	事務事業コード	4322-8、4322-13	
所管	福祉	部	子育て支援	課 保育 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せなし)	種別	—		
根拠法令等名称	佐久市特別保育事業補助金交付要綱		法令種別	要綱	
始期	平成 17 年度(経過年数 20 年)	終期設定	(有・ <b>無</b> )	終期	令和 年度
目的	私立保育所等が行う特別保育事業に要する経費に対し補助金を交付する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	【一時預かり事業、延長保育促進事業】・・・県子ども・子育て支援事業実施要綱に基づき承認された額(補助割合)国:県:市=1/3:1/3:1/3 【乳児保育支援事業】・・・県子育て支援総合助成金交付事業実施要綱に基づき承認された額(補助割合)県:市=1/2:1/2 【保育士加配支援事業】・・・県保育士加配支援事業実施要綱に基づき承認された額(補助割合)県:市=1/2:1/2				
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの)		<input checked="" type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	<input type="checkbox"/> 不特定団体		<input type="checkbox"/> 個人		
指標設定	設定の考え方	私立保育所等が実施する特別保育事業の延べ利用児童数を目標値とする。		目標値	145,529人
	指標が数値でない場合の評価方法				

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
交付件数		13 件	12 件		
決算額(予算額)		73,426,300 円	81,276,950 円	112,130,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	45,003,000 円	49,503,000 円	68,565,000 円	
	一般財源	28,423,300 円	31,773,950 円	43,565,000 円	
指標	目標値 (単位)	145,529 人	145,529 人	145,529 人	
	実績値 (単位)	155,179 人	159,750 人		
	達成率	106.6 %	109.7 %		
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する				

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	多くの児童が特別保育事業を利用しており、行政目的達成の手段としての妥当性があり、行政目的に寄与していることから有効である。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の1つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・国県等連携補助金であるため、終期設定は行わないが、国県の制度改正に合わせて見直しを行うこととする。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び用途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 —：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤国県等連携補助金であるため、終期設定は行わないが、国県の制度改革に合わせて見直しを行うこととする。

令和7年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	児童遊園遊具設置・補修事業補助金			
事務事業名称	児童遊園遊具設置事業	事務事業コード	4323-1	
所管	福祉	部	子育て支援	課 子育て支援 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(建設的事業費等費補助金)		
根拠法令等名称	佐久市児童遊園遊具設置等事業補助金交付要綱		法令種別	要綱	
始期	平成 17 年度 (経過年数 20 年)	終期設定	(有・無)	終期	令和 年度
目的	区が行う児童遊園の遊具の設置(更新に伴う撤去含む)及び補修撤去に要する経費に対し、補助金を交付することで遊具の充実が図られるとともに、安全性が確保され、児童及び保護者が安心して遊ぶことができる。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	①児童遊園遊具設置事業補助金 対象経費:区が行う児童遊園の遊具の設置又は更新及び更新に伴う既存遊具の撤去に要する経費 補助率及び限度額:2分の1以内。ただし、20万円を限度とする。 ②児童遊園遊具補修事業補助金 対象経費:区が行う児童遊園の遊具の補修又は撤去に要する経費。ただし、1万円以上の経費とする。 補助率及び限度額:2分の1以内。ただし、4万円を限度とする。				
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの)		<input checked="" type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	<input type="checkbox"/> 不特定団体		<input type="checkbox"/> 個人		
指標設定	設定の考え方	設置及び補修の実施区数		目標値	5区
	指標が数値でない場合の評価方法				

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度			
交付件数	1	件	6	件				
決算額(予算額)	40,000	円	185,602	円	500,000	円		
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0	円	0	円	0	円	
	一般財源	40,000	円	185,602	円	500,000	円	
指標	目標値	(単位)	5	件	5		5	
	実績値	(単位)	1	件	6			
	達成率		20.0	%	120.0	%		
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する							

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	児童遊園遊具の老朽化が進んでおり、撤去や修理等のニーズがある。児童の安全性の確保に寄与しており、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の安全性を確保するための施策として一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。</li> <li>・電子申請に対応できるようにし、申請者の利便性を向上させる。</li> <li>・区に対し危険な遊具の更新や撤去を積極的に働きかけるとともに、安全管理の徹底を呼び掛ける。</li> </ul>

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	-
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	-
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	-
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	-
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	-
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、-：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

--